

小値賀町議会第四回臨時会は、平成十七年十一月二十九日午前九時零分、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	財 政 課 長	診療所事務 長	山 田 憲 道	三 浦 清 敏	巖 川 清	大 黒 充 也	西 村 泰 三	吉 元 勝 信	議 会 事 務 局 長	議 会 事 務 局 書 記
													松 永 清 美	升 水 裕 司

五、議事日程

小値賀町議会第四回臨時会

平成十七年十一月二十九日（火曜日）

午前九時零分

開会

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員 ・ 末永一朗議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第六三号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第六四号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第五 議案第六五号 小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第六六号 町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第七 議案第六七号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

午前九時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十七年小値賀町議会第四回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、四番・浦 英明議員、五番・末永一朗議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第六三号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第六三号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明いたします。

人事院は国会及び内閣に対し、平成十七年八月十五日付の給与改定に対し、公務員給与の改定を勧告しました。

それにより政府は平成十七年九月二十八日の閣議において、一般職国家公務員の給与改定について人事院勧告どおり実施することを決定いたしました。本年は、公務員と民間の給与比較において、公務員給与が民間給与を千三百八十九円（〇・三六％）上回っております。二年振りの公務員月例給が民間を上回っていることから、基本給をマイナス改定するとともに、配偶者に係る扶養手当を引き下げることになりました。

一方、ボーナスについては、民間が公務員を上回っていたため、その均衡を図るため、〇・〇五月分が引き上げられます。つきましては、小値賀町といたしましても国家公務員に準じて給与等の改定を実施したく、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を提案いたしました。

それでは、改定案の内容についてご説明いたします。

第九条の扶養手当でございますが、配偶者に係る支給月額を現行一万三千五百円から一万三千元に、五百円の引下げをするものでございます。

次に第十八条の改正は、勤勉手当等の引上げでございます。

民間の支給割合に見合うよう支給月数を〇・〇五月分引上げ、本年度の十二月の勤勉手当を引き上げ、百分の七十五に改めるものでございます。

別表第一及び第二は、給料月額引下げによる給料表の改定でございます。

なお、改定の実施時期等につきましては、公布日の属する月の翌月の初日から実施し、四月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、四月の給与に較差率を乗じて得た額に四月から実施の日の属する日の前日までの月数を乗じて得た額と、六月期のボーナスの額に較差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、十二月期の期末手当の額で調整するものでございます。

附則第一項は、施行期日を定めております。

附則第二項は、職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切り替え等を定めております。

附則第三項は、施行日前の異動者の号給等の調整でございます。

附則第四項は、職員が受けていた号給等の基礎についての定めでございます。

附則第五項は、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定めております。

附則第六項は、規則への委任でございます。

以上、改正案についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） ただ今の説明を聞いておりますと、あくまでも民間との均衡を図るための人事院勧告ということでございます。

それで、今の時期ですね、企業も大変でしょうけども、行政の方も大変な時期にあります。財政的に……

こういう中でですね、国とか人事院っちゅうのは上の方にあるもんですから、内容はよく解らないと思いますけれども、各市町村の財政状況とか……。ある程度は解つとるでしょうけど……。

そうした場合ですね、職務の給の一級から八級で、号級をそれぞれ四百円から最高で千五百円。約〇・三%から〇・三%の引き下げの幅となっておりますが、これを年度に引き直して試算した場合に、どれほどの給料の削減になるのか。

また一方、勤勉手当の支給率については、民間との均衡ということでもたまたま百分の七十から百分の五引き上げられる条例改正案でございますけれども、こうしたところですね、町長としてこういうふうな時期に、かねがね住民の中では職員の給料のカットとか、新上五島町では大きなカットをしないとわけですけれども、ただ人事院勧告に基づくこういうふうな措置で今後乗り切れるのか。こういうようなときにこそよく検討して、もう少し考えた改正を行うべきではないかと私は考えますが、その点如何でしょうか。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 先ほどの、改正に係るどれだけの削減かれこれにつきましてですね、給料につきましては四十八万二千円の減です。それと、四月からの期末・勤勉、給与等につきまして、百三十七万八千円の減です。それと、扶養手当、これは配偶者に係る分ですけど、これで九万円の減です。それと、十二月の、今度の勤勉手当に係る〇・〇五月加算分が、プラスの百三十五万一千円。トータルで五十九万九千円の減額に今回の改正でなります。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） お答えいたします。

職員の給与については、そのままですね、いじるとか何とかということとはしたくないと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教） 甚だ恐縮ですが、基本的なお伺いをいたします。

立石議員

国の方の人事院勧告は八月に出されましたが、それから本日、議会に提出するまでに相当時間が過ぎます。

また、今月においても臨時議会が十四日に招集をされましたが、その折にもこれは出てまいりませんでしたけれども、今の時期に出てきたということはどういう経緯があつてそうなつていくのかなということ、非常に基本的にそこら辺のところをお伺いを、手続き上ですね、どういうふうの流れになつてくるのかなあと……。

所謂、人事院勧告の八月から、今出さなければいけないという状況が、或いは今にずれ込んだという状況が、どういふことの経緯があつてそうなつたのかと。

まあ基本的なことで「そんなもん知らんのか。」と言われそうですが、ご説明をいただきたいと思ひます。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

給与の改正につきましては、県の説明会が先月の末近くありました。その後、作業を進めていたんですけど、うちの立川ドクターが県から派遣されております。それで、県の方が組合との交渉で、その給料表あたりがまとまらなくて、本来、二十二日ぐらいを予定してたんですけど、それもどうしても間に合わないということで、今まで伸び伸びとなつておりました。以上でございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 所謂、八月の人事院勧告がそのまま県の方がそれに該当するという格好でやったんならば、とつくにやつてゐるわけですね。

—	休憩	午前	九時	七分	—
—	再開	午前	九時	十二分	—

町長

でなくて、そういう医療関係の問題、これは医療職についても人事院勧告してますからね、そういう点では県の方で人事院勧告を受けて、もう一回検討しているということですよ。それが長崎県の人事委員会というところでやられてることだろうと思いますが…。

その折にですね、国の人事院勧告を受けて、どういうふうな作業を長崎県の人事委員会ではなされてるんでしょうか。お伺いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 長崎県といたしましては、国の人事院勧告がございましたら、長崎県人事委員会と同様な民間の調査かれこれをして、確か十月ぐらいですかね、その結果が出たと思うんですけど、そういう中でドクターの場合には医療圏組合の給料表でございまして、それをまた通常のうち辺りが使っている医療職の給料表と若干違いますので、そこら辺の形がまだまとまらなかったということでございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 「医療圏組合」と言いましたけれど、「離島医療圏組合」ですね。我々の場合は…。

所謂、今の流れからいくと、国は八月に人事院勧告をする、それを受けて県の方は人事委員会を開いて検討すると。それはただ国の人事院の勧告をそのまま受けるかどうかという議論ではなくて、県においてまた新たに調査をするということがありますよね。ですから時間がかかるということですね。

と言うことは、全国的な国家公務員の人事院はそりゃあ受けたとして、各県や地域によってはやっぱり違うわけですから。企業の給料が公務員よりも低いのか高いのかというのはやっぱり地域によって格差がある。ポーンズにおいても格差がある。ということですから、じゃあ長崎県においてはどうかということ、検討を加えた結果、長崎県が出してくるわけですよ。

それを受けて小値賀町ではどうするんですか。それを県から言われたとおりにしなければいけないんですか。それともまた、国が出した、県が検討して出した、だったら、市町村もそれと同じように検討して出すという作業があるんですか。ないんですか。それをやっちゃいけないんですか。県の言うとおりにしなきゃいけないんですか。そこら辺のところお伺いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 町の給与改定には人事院勧告による給料表を使っております。県は調査した結果、国の給料表に浴つてやっているのかちよつと今のところ判りませんが、離島医療圏組合については国の分がありませんので、そこら辺は国の医療職給料表あたりを参考にしながら作っているのではないかと思います。

当然、うちの場合は立川先生が医療センターから来ておりますので、その分については医療圏組合の給料表を使っております。田中先生の場合は指定職給の国の分を使っております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 私が申し上げたいのは、国の人事院勧告がなされたから、うちもそれと同じようにやらなきゃいけないということであるのか。それはないでしょうと…。つまり、県は県でそれを精査して、うちの場合は、長崎県の場合はどうだということを出すじゃありませんかと。それだったら、小値賀町においてどうだろうかということが我々も議論していないのではないかと。

であれば、長崎県は長崎県の中で、公務員の給料とボーナスを比較しているわけですから、うちの場合も小値賀町におけるところの、そういう給与の格差というのはどうなんだろうかと…。長崎県全体と同じはずがないじゃありませんか。

それならば、給与はもっと低いかも知れませんね。今、小値賀町の職員の給与よりは、小値賀町内のみなさんの給与の方がぐんと低いかも知れませんね。まあそりゃあ逆に高いかも知れませんが…。

そういうことをやっぱり我々もやった上でということでは無いのかと。そういうふうなことを考えるとですね、細かくやれとは言いませんが、町内の今の経済の状況を勘案して、こういうものを考えましょうということがあっていいのではないかと。つまり、右から左のように、人事院勧告がこうだからこうですというやり方でほんとに今後いいのかという問題は私は慎重に考えるべきだというふうに思います。

例えばですよ。長崎県の人事委員会ではですね、計算をした結果ですね、職員給与が民間給与を〇・六七%上回ったと書いてあります。一方でですね、特別給、ボーナスについては職員の支給月数が民間の支給月数を〇・〇三月分下回っていたことが認められたと。〇・〇五ではないんですよ。〇・〇三下回ってる。格差は〇・〇五ではなくて、〇・〇三なんです。計算上は…。

ならば今回、〇・〇五格差があるから〇・〇五引き上げましょうという話は解るけど、〇・〇三しかないのになぜ〇・〇

五ボーナス給に見合うような行政の勤勉手当ということをやってるんですよ。上げてるのはね。

それがどうして〇・〇五になるのかなあということを純粹に疑問を持つんですが、その辺の検討はなされたんでしょうか。県のそういう結果と、小値賀町におけるところの、こういう条例案を提出するときの検討はなされたのかどうか伺います。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 県は人事委員会等がありましてそこで独自の形をやっているわけですけど、町村にしたら人事委員会はありませんし、そういう調査するにも対象的なものがございませんし、そういう中で、従来から国家公務員の人事院勧告に従いまして、準じてやってきたつもりでございませぬ。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） これは確認でございませぬけれども、先ほど、町長の私の質問に対する答弁ですけど、職員の今後の給与のあり方についてはですね、「いじるつもりはありません。」ということだったんですが、もう一回、明確な答弁をお願いいたします。

今のような現状の中で、先ほど立石議員が言われるような、財政苦しい中で独自の職員の給与をですね、扱うということも考えていないということですね。これは確認です。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 「今の時点では」ということで、将来的にですね、財政いろいろの分が出た場合には、それはせざるを得ないということで、給与改定いろいろをですね、「減額しない」とは言っていないんです。

ですから、十七年度の分についてとか、いろいろの分ではまだしらないんですけど、いろいろ交付金かれこれがちゃんとした場合に足りないということであれば、職員の給与もせざるを得ないということだったわけでございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 町長ですね、財政が窮迫するということとはもう目に見えて解つとるわけですね。それをどうにもならぬようになってからですね、そういうことをしても間に合わないんですよ。事前からちゃんとした、積立金と一緒にですね、ずうっと前から積み立てた金ですね、そのときに役立つわけでございます。来年は足りないから来年はひとつ給与をカットしてやりましょう。人員を減らしましょう。私も役場に勤めてた以上あんまり職員の給与をですね、下げるといふこと

というようなことの、この案ですよね。

それで、何で給料の方は下げて、勤勉手当を上げるかというのと、先ほど説明がありましたように、民間の方のボーナスと比較をした場合、公務員の方が少ないから、それを上げるんですということですよ。で、勤勉手当を上げてるんですが、民間のボーナスに当るのは勤勉手当と期末手当というように感じじゃないかと思うんですが、それを勤勉手当だけ上げるということはどういうことなのかと、両方とも上げるとパーセンテージを下げなきゃいけないからという理由なのか。或いは、特別職、或いは議員に関わることが出てくるから、それを勤勉手当としたのかということをお伺いをします。

それから、確認をとりますが、勤勉手当を上げてるということはボーナスの格差を埋めるということですから、ボーナス的な意味合いが勤勉手当にあるということですねということを確認をとります。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

この勤勉手当だけがなぜということでございますけど、これは人勸の指導によって「勤勉手当を触りなさい」ということでございますので、その期末手当については何らの指示もございませんので、その辺で勤勉手当の方を触っております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） ここにですね、長崎県の人事委員会が出した『職員の給与等に関する報告及び勧告の概要』というものがあります。

その中の、給与勧告のポイントとして第二番目にですね、「期末・勤勉手当の引き上げ」と書いてあります。これは『期末』というのが入っております。勤勉手当だけの引き上げというふうには書いておりません。しかし、期末も勤勉手当もボーナス的な役割を果たすわけですから、これを勤勉だけにして上げるということだってあり得ることで、それは何の問題もありません。

しかし、こういうふうな勤勉手当だけ上げろというふうには言っていないんですよ。と言うことに対してうちはどういうふうに考えたのかなということをお伺いしているんですが……。

これはですね、後から議題が上がってきますけれども、議員の報酬の云々のところにも関わってくるんですよ。実は……。だから、それは意図的なものがあるのかなと……。そうであれば、私は結構なことだと思ってるんです。そういう配慮があ

つたとしてもね。そういうことをここでお伺いしておきたいと思ってるんです。

九番(横山弘藏) 議長、しばらく休憩をお願いします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	三十四分	—
—	再開	午前	九時	四十四分	—

総務課長

議長(近藤一輝) 再開します。

総務課長(大黒泰三) お答えします。

さっきの勤勉手当については、これは人事院の勧告により「勤勉手当で〇・〇五上げなさい」ということでございますけど、長崎県かれこれもございますし、今後検討する課題ではないかと思っております。

議長(近藤一輝) 立石議員

十番(立石隆教) 別に勤勉手当で出したって別に問題はない。

ただ、認識は、民間との格差を比較するときに、ボーナスと期末・勤勉と比較しますよねということ、そこは頭にちゃんとおいといていただきたい。そうなんですよ。期末・勤勉が言わば民間で言うところの『ボーナス』に当るものなんだと。そういう認識でよろしいですよ。そりゃあ確認をさっきとりたいと言ったんで、それはきちんと答えて下さい。

であればですね、今度の、この改正案はとにかく民間との格差を縮めるために公務員の給料を下げましょうということを出してきました。しかし、下げる一方で、ボーナスと比較すると低いんだからと言って上げました。

つまり、片っ方で下げて、片っ方で上げて、均衡を保とうかというところがあつたのかなあというふうにもこれを見ながら思うんですけども……。それでも若干減額になりますよという説明ですね。そういうふうに思ってもいいのではないと私は思うんですが、その点は如何ですか。

議長(近藤一輝) 総務課長

総務課長(大黒泰三) お答えします。

民間の支給割合が四・四六月ですね。それで、公務員の支給割合が四・四〇。その格差を均等にするために〇・〇五、公

務員の分を上げたと思っております。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

	休憩	午前	九時	四十九分	
	再開	午前	九時	五十一分	

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） お答えします。

総務課長

民間のボーナスに当る分が公務員では期末・勤勉手当でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） これは町長に要望します。

これはなかなか難しいことだと思いますけれども、今、勤勉手当の枠はですね、百分の七十でございますけれども、今度七十五に五%上がったという意味としてはですね、私は民間とか各行政の中でもですけども、その人の実績を評価してのあれだということで、前からこの『期末手当及び勤勉手当に関する規則』の中ですね、十条にですね、「成績率」ということを謳っております。勤勉手当の枠をですね。その成績率というのは同じ規則の中の十四条に、「成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が、町長がですね、定めるものとする。」ということでございますので、町長一人で評価することはどうかと思いますし、なかなか難しいことですが、六月一日には百分の七十五の枠の中からですね、百分の三十五以上百分の七十五以下と。それから十二月一日基準に支給する分については百分の四十以上百分の九十以下というような率があるわけでございますので、枠があくまでも百分の七十五であって、その勤務成績率によってですね、配分されるものと、その枠内ですね、そういうことも今後考えになりながらですね、職員の高揚のために一生懸命やるといふ、勤勉手当というのはそういうふうな性格のものでございますので……。

私も今までおって「今更何を言うか。」と言われるかも知れませんが、こういうところを今からは十分規則を活用して職員のやる気を出させるようにしていただきたいと思います。以上でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員、おっしゃっていることはよく解るんですが、要望としての事項はですね、この本会議では取

り上げることができません。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 私は、扶養手当の件についてお尋ねいたします。

扶養手当一万三千五百円を、一万三千円にするということですが、これをやるに当たって何を基準にされてというのは先ほど聞きましたけれども、再度それを伺うこととして、この給料面、その他賞与面についてでも、県は三百十五団体を調査して出しておると。国から言われたそのまんまを県はやつとるわけじゃないわけです。

小値賀町も、もう自立していこう、今から一生懸命やつていこうということですので、なお更、給料は幾ら賞与は幾らつちゆうことで調べられないんですけれども、扶養手当、これを決めるに当たって小値賀町内の扶養手当は調査しましたか？
まあ、それはそれとしても結構です。

漁協が配偶者五千円、農協が八千円、郵便局が一万二千円です。以前、一万三千五百円だけでも、一万二千円と。

こういう条例案を出すときにはやっぱり給与面はちよつと私は無理があるなと思つて、手当てぐらいはもうちよつと調査して皆さんに納得のいくように、町民の皆さんがやっぱり一生懸命やりよると、役場もやつてるんだというような姿勢を示さないかね、たつた五百円下げてこれで云々というのもおかしい話だと。私はこれ調べるだけで十分しかかからんとですよ。だからそういう調べ方でも、まず小値賀町の事業所はどれなんだということですよ。給与面については私はやむを得ないなと思つると。『給料表はそのままがいい、下げなくてもいい、人間を減らせポッキリ』つちゆう考え方を持っておりますから、私はもうちよつと調査する必要があったんじゃないかと。郵便局よりも、一万二千円ですよ、郵便局が……。

その点、どうということでしょうかお伺いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

黒崎議員の、扶養手当等については各事業所等辺りにも調査はしたかということですが、それは行っておりません。これはあくまでも、扶養手当の引き下げについては人勧の形でもってきております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 人勧のあれで行つていふとお話ですが、我々は、小値賀町は国の大方の意向、県の意向に

も反して自立していこうというようなことで、大変苦しい立場に置かれておると。

そういう状況でね、国にも県にも我々はこうして自立していくんだということではなければ、多くの町民の理解は得難いんじゃないかと。やっぱりさっきの給与面の話もそうなんですけれども、もうちょっと小値賀町は、町独自でやっぱり考える必要があるんじゃないかなというふうな考え方です。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） ご指摘のとおりだと思いますが、今後ですね、検討していきたいと思っております。

それから、勤勉・期末の分、いろいろの分野につきましても今後評価システム等を導入してですね、やりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 私は、本案について賛成の立場から討論をいたします。

本来、人事院勧告というのは基本的に労働者に対する基本法がある程度制限されている公務員について、所謂スト権等がないわけですから、そういう点ではどこかでそれをカバーするという意味合いで『人事院勧告』があるということは理解をしております。

で、その人事院勧告に従いまして、本案を提出をしているということにおきましては認めるものであります。

しかしながら、小値賀町の厳しい財政状況というものもあるし、小値賀町内の他の民間と、小値賀町役場の職員との格差という問題も実は現実的にはかなり大きいものがある。その中において果たして全国的に均一に、或いは同じようにこれを人事院勧告どおりに行うということが本当に今の事態の小値賀にとっていいのかどうかというのは甚だ疑問を生じるところではあります。今後の、先ほどの質疑に対する町長の答弁等を聞いておきますと、今後、そういう方向で検討もしたい

という答弁でもございますので、ひとつ執行部の今後の検討、取り組み、それを期待して本案に賛成するものであります。

議長（近藤一輝） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これで討論を終わります。

これから、議案第六三号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六三号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第六四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明いたします。

診療所医師の給与につきましても、人事院勧告に基づき、一般職職員の給与改正に併せて改定するものでございます。

改定後の給与月額につきましては、別表第一及び別表二のとおり改めるものでございます。

附則第一項は、施行期日を定めております。

附則第二項は、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第五、議案第六五号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第六、議案第六六号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第七、議案第六七号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、日程第五、議案第六五号及び日程第六、議案第六六号及び日程第七、議案第六七号を一括議題とします。

議案第六五号、議案第六六号、議案第六七号の提案理由の説明を求めます。 総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第六五号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から、議案第六六号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第六七号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案までは、関連性がございますので、一括して提案理由のご説明をいたします。

人事院勧告に基づき給与改定を実施することに伴い、一般職の勤勉手当の支給を十二月期に〇・〇五月分引き上げることにより、議員及び特別職、教育長の期末手当についても、一般職に準じた〇・〇五月分を引き上げるものとさせていただきます。

今回の改正案の内容といたしましては、期末手当の額を、期末手当の基礎額に六月期の支給割合を百分の百四十、十二月に百分の五を引き上げた百分の百六十五を乗じて得た額とし、期末手当の基礎額は報酬の月額百分の十五を乗じて得た額を加算した額とするものとさせていただきます。

なお、施行日については、平成十七年十二月一日でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番(松永勇治) 職員に関わる期末手当の支給率については、百分の百六十と。これはそのまま据え置きにされて勤勉手当が五%上がっておりますけれども、議員、三役、教育長に関わる期末手当支給率を五%引き上げる理由をご説明願います。

議長(近藤一輝) 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

特別職、議員さんの手当てにつきましても、一般職の給与改定に準じてこれは上げております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 一般職に準じてということでございますけれどもね、期末手当は全然扱っていないんですよ。これ期末手当も勤勉手当もボーナスに当るわけですけどもね、職員の期末手当は上げないでそのままにして勤勉手当を上げたつちゆうのは解ります。先ほどですね、その枠内で成績率に基づいてやる枠をもたせたということでございますから、議員、三役、教育長については、成績率とか何とかないわけですから、期末手当に代えられたものと思えますけれども……。

職員に準じてつちゆうことがちよつとひつかかるんですが、どういふふうなことに準じて上げられたんですか？

今のような状況の中で、報酬を下げたばかりの中でですね、またこの率を上げたつちゆうことになるんですね、住民感情がどうも納得しないんじゃないかなと。そのためのカバーかなというにしか、計算がよく出来ませんので、そういうふうに感じると思えますけれども、そのところをですね、私たちに問われた場合にですね、はっきりとした解答をしなければいけませんので……。「知りませんよ。」ではとおりません。

そこでひとつ、5%上げた内容がどういふようなものであるのか。何々のために上げられたんだということをご説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） これは人勧の改定の中で、特別職かれこれの期末手当についても〇・〇五を上げるといふことで、上げております。

六番（松永勇治） 議長、休憩。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十四分	—
—	再開	午前	十時	二十分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

この〇・〇五分の引き上げですけど、これは民間と公務員との差がございますので、その分を特別職、議員さんについても人勧により上げるようにしております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） この改正案はですね、今言ったように、私が先ほどのことでも確認をしたように、民間のところのボーナスというものの同じ役割は勤勉手当と期末手当だということなんです。民間のところのボーナスで、〇・〇五分職員の方も上げたんだからって話なんです。上げたのは期末手当ではなくて、勤勉手当なんです。ところが、現行法でいきますと、期末手当を職員の方が〇・〇五分上がった場合は、そうすると、現行法ではですね、議員に対しての期末手当を支給するというこの中で、この現行法によると、「期末手当の額は、報酬の月額に職員の給与に関する条例の適用を受ける。」というふうに書いてありますから、職員が上がれば自動的に上がるようにこの条例は作ってあるんですね。

ところが、期末手当今度上がらなかったから、勤勉手当が上がって、上がったけども期末手当は上がらなかったから、これに関連しないわけです。だからこれだけでいくと、上がらないということが起こってくるわけですね。職員と特別職については、現行どおりということになる。

であれば、今までのように職員の期末手当等が上がってくれば上がってきたんだけど、ボーナスに関連するようなことがね。ところが、今度そうではないから特別に「期末手当については、百分の六十五を乗じて得た額」として確定させたんですね。今までは職員のそれが上がってきた場合については自動的に上がるから何も問題なかったんですけど、今度はこういうふうな百分の六十五としますと、これが百分の七十になる場合において百分の七十としないか。百分の八十になったら、百分の八十にしなきゃいけないとかいう、一回一回条例を改正しなきゃいけないことになりませんか。そうじゃないと、連動して併せるということが出来なくなるといふことでもありますね。この意味はそういうことだと思います。であれば、一回一回こういうふうなことをやるようなことにならないように、期末手当は期末手当に準ずるものとしておけば、今後の問題については一々改正を一回一回こうやって議会に出すということにならなくてもいいのかなあと私の思いはそういう思いをもっておりますけれども……。

それです。仮に議員のこの条例案によると、年間幾らぐらいのアップになるんでしょうか？

もう一つ。更に特別職のそれぞれの年間のアップは金額にしてどれぐらいのアップになるんでしょうか。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

立石議員の質問ですけど、期末手当を従来職員に準じるという形をしておりますけど、ここで期末に波及させるなど思ったらどういふ手がいいかなあと考えまして、このような明確な率を出して上げたわけでございます。

それから、今回の試算でございますけど、この期末手当の〇・〇五月を一年間みますと、約十三万円の増加になります。議員さんで……。十一人分で十三万円の増です。

特別職で、十三万七百五十三円の増でございます。三役分で十万三百三十六円、教育長分が三万四百十七円です。

議員さんの分を端数まで言いますと、十三万二百三十七円の増加になります。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 先ほどの議案の中でも議論をいたしました。職員の場合は給料を下げるというようなことがあって、片っ方には勤勉手当で少し上がるということ、その格差を少しでも薄めようというような配慮が私はなされたというふうな思っておりますが、この特別職や議員の報酬については現行においてははですすよ、以前には下げたりしてはすすけれども、現在においてはこの議会において下げるといふ状況がないわけですね。特別職にもない。議員にもない。なのに、上がるところだけ同じ並びにしましょうというものは、聊か理屈が通らないかなあというふうに思うんですけど、その辺のところはどのように、恐らく苦慮されたと思えますが、どのようにクリアしたんですか。自分の考え方、理屈の中でどのようにクリアしたのかお伺をします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

この特別職の分にしてでも、議会の議員さんの分にしてでもですね、一応人事院の方から答申があつてそういうふうになつておりますので、一応今回上げたということですね、立石議員さんの指摘どおり、私たちが上げるのがどうかというところも十分認識いたしております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） この条例の改正、特に議員のところでありますが、我々はやっぱり住民の皆さんの意見というか、そういうものをかなり気にする職種でありまして、そういうことにおいてはですね、どうやってそういうものを説明するかというところにおいてはかなり神経を使うわけです。

で、現行法であれば、先ほど申し上げましたように「職員の給与に関する条例の適用を受ける」ということです。自動的にそこが上がったんで上がったんです。そういうふうになつちよつとです。」という説明が出来るんですが、今度のように改正案を出しますと、「百分の六十から六十五にする」とかということをはつきり言うわけですから、「何で〇・〇五上がったとか」ということば説明せねばいかんですね。次にまたやるときもはつきり明確に「百分の七十にします」とか「五十にします」とかいうことをしなきゃいけないわけですから、一回一回理屈が必要なんですよね。

そうになると、非常に今後も窮屈だなあと。我々にとってみると……。そういうことをほんとは言つちやあいけないのかも知れませんが、そういうことも考えますので、この条例案は聊かなものかなというふうには思っております。

しかもですね、先ほど申し上げました「期末と勤勉合わせて」ということであつて、そこで格差を調整するということで、なぜ期末手当に人事院勧告は併せようとしなくて、勤勉手当を上げるということにしたのかということ、恐らくこういうところに影響があるのかなあと。

で、議員さんとか特別職は、「あなた方にお任せします」というところが随分あるんですよ。「上げろ」とは書いてないでしょ。明確に……。上げることは望ましいけれども、そこはあなた方に任せますということなんですね。そういうふうになつていと思うんですけど、読み方が私と違うのかなあ？

どうでしょう。そういう感じじゃありませんか。人勧も。特別職と議員に対しては……。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） ご指摘のとおりだと思っております。

三役だけの分であれば私たちだけで判断できます。それで、今回も上げなくてもいいという気持ちはありました。ただ、議員さんたちの問題がありましたので、今回上げたというのが本音でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第六五号についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

小辻議員

三番（小辻隆治郎） 私は、六五号議案に対して反対の討論をするものであります。

まず、町の財政状況が将来的に厳しくなっていくと、そういうのはもう周知の事実であります。

その中でですね、先の議会で、議員の報酬は減額をしました。その趣旨に則った今回の条例案は考え方でないと考えます。

国は国、県は県、町は町と、単独で予算を決めなければならぬとするならば、この条例案は実態に合わないと考えます。

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

浦 議員

四番（浦 英明） 私は、反対の立場で討論をいたします。

先ほど、小辻議員が言われた内容と少しダブルかもわかりませんが、本町のこの厳しい財政状況を踏まえまして、議員報酬も一割削減を実施しております。

今回の改正案は、人員勧告に準じるものとは言え、この流れに逆行するものではないかというふうに思います。

我が小値賀町が単独でやっていく上で、自らを律していく取り組みが必要であり、この改正案は否決すべきであるというふうに思っております。

したがって、私は、議案第六五号に対し、反対をいたします。

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

立石議員

十番（立石隆教） 本案について反対の立場から討論をいたします。

職員においては、基本的な労働の権限というのが制約されている関係上、なかなか人事院勧告というのを完全に無視する

というのとはなかなか厳しいところがありますが、本町においてはそういう給与体系についても、議会において議決をする、つまり我々が決める側の権限をもつてはありますが、その決める側の権限をもつてるところに人事院がもともとなぜ出来たかということを考えますと、そこに勧告に従うということは聊か理屈に合わないところでもあります。

我々でそれは決めるべきことだということを思いますので、この際、人事院勧告に従う云々ということでは無しに、独自に今の小値賀町の状況を踏まえた上で決定をするという立場から、この改正案については、聊か現実的ではないということを思いますので、本案に反対をいたします。

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六五号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議がありますので、起立によって採決します。

議案第六五号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立者なし）

議長（近藤一輝） 起立少数です。

したがって、議案第六五号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、否決されました。

これから、議案第六六号についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六六号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議がありますので、起立によって採決します。

議案第六六号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立者なし）

議長（近藤一輝） 起立少数です。

したがって、議案第六六号、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、否決されました。
これから、議案第六七号についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六七号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議がありますので、起立によって採決します。

議案第六七号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立者なし)

議長(近藤一輝) 起立少数です。

したがって、議案第六七号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、否決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十七年小値賀町議会第四回臨時会を閉会します。

― 午前 十時 四十二分 閉会 ―